

## 記者会見要旨

日 時：平成 20 年 9 月 17 日（水）午後 4 時 30 分～午後 5 時 10 分

場 所：J A S D A Q プラザ記者会見場

出席者：安東会長、増井副会長、大久保専務理事

冒頭、増井副会長から自主規制会議及び理事会の審議事項等の概要について、大久保専務理事から証券戦略会議の審議事項等の概要について、それぞれ説明が行われた後、大要次のとおり質疑応答が行われた。

（記者）

先週末から米国でリーマン・ブラザーズの破綻や A I G に対する公的資金の投入などの歴史的な金融危機について、会長のお考えをうかがいたい。

また、日本でもリーマン・ブラザーズ証券株式会社が民事再生法の適用を申請するなど、日本での影響も懸念されているが、日本市場に及ぼす影響について、会長の見解をお願いしたい。

（安東会長）

本年 3 月から、ベアー・スターンズが経営危機に陥り、J P モルガンが同社を買収するなど、サブプライム問題が表面化しているが、米国の住宅価格が未だ下げ止まりを見せていない状況を考えると今後も注視し続ける必要があると考えている。

また、ご指摘の通り、リーマン・ブラザーズの日本法人が民事再生法の適用を受けるなど影響が懸念されるが、金融庁からの業務停止命令や、資産の国内保有命令が発令されるなど混乱を回避する処置がとられているところである。

本協会としては、リーマン・ブラザーズ証券に対するモニタリング等を行い、引き続き広く情報を収集して市場への影響等について検討し、適切な措置を講じていく必要があると考えている。

( 記者 )

米国の市場の混乱というのはどれくらい続くと考えているか。

( 安東会長 )

このような事態は過去に日本でも発生したが、公的資金を投入した後事態が終息の方向に向かったことを勘案すれば、今回の A I G に対する公的資金の投入は適切な措置がなされたと私は感じているものの、これで全てが終わったとは考えていない。

したがって、米国の金融市場の動向は日本にも大きな影響があるので、今後も注視する必要があると考えている。

( 記者 )

先程、協会でリーマン・ブラザーズ証券に対しモニタリング等を行うとあったが、その目的はどのようなものか。

( 安東会長 )

本協会としては、分別保管が適切に行われ、顧客資産の返還が円滑に行われるかを注視することとなる。

( 記者 )

ジャスダック証券取引所の株式に係る大証との T O B 交渉について、現状どのような状況か教えてもらいたい。また、今後のスケジュールについてどのようにお考えか。

( 安東会長 )

9月2日の特別委員会及び本日の理事会でも報告を行ったが、進展はなく、正式な価格提示がなされた後、具体的な交渉に入っていない。大証サイドでは、T O B 価格の再度の算定に入っていると聞いているので、こちらとしては現在のところ待っている状態である。

交渉は相手がある話であり、価格算定の仕方がそれぞれの F A によって違い、価格に開きがあるという点を、どう折り合いをつけていくかということが今後のテーマだと思っている。

今後のスケジュールについて、今のところ見通しは立っていない。しかしながら、長期に亘ってこのような話をしているのは建設的でないと

考えるので、なるべく早く折り合いを付けたいと考えている。

（記者）

いつまでに決めたい、目途をつけたいという目標は定めていないということか。

（安東会長）

特に目標は定めていない。

（記者）

「新興市場のあり方を考える委員会」を設置するとのことだが、市場の売買が低迷する中で、新しい新興市場のあり方はどのような形が望ましいとお考えか。

また、今回設置される委員会でどのような議論を望むのか。

（安東会長）

委員会の構成メンバーについては、現在、証券会社、上場している発行会社、運用会社、あるいは、客観的な立場で議論できる方々に入らせていただこうと考えている。

この委員会においては、流動性の問題や上場審査を含むルールの問題、あるいは、今後の新興市場が日本にとって必要であるという前提のもとにどういったことが可能なのかということを経済界と議論した上で、約半年位を目途に公表をしていきたい。かつ、その中途に決まったことで、早期に実行できるものについては、その時点で進めていきたいと考えている。今回の委員会については、あくまで協会が主体となってやっていくということであり、昨日の大証の記者会見で、大証もこのような検討の場を設けるという報道があったようだが、今後、途中で大証への譲渡が決まった場合は、大証と共に検討を行っていくことも考えられる。

（記者）

協会として、リーマン・ブラザーズ証券に対する監査を行う予定はあるのか。

( 安東会長 )

監査の主体はあくまでも投資者保護基金であるが、顧客資産が円滑に返還できる状態にあるかを2週間以内に確認する予定である。本協会の監査部の人員も協力するということもあり得る。

( 記者 )

今般、米国当局が行った、証券会社であるリーマン・ブラザーズに対する措置と生命保険会社であるAIGに対する措置の差別的な違いをどのようにお考えか。

( 安東会長 )

「安心」という商品を購入している生命保険会社の顧客層と主として投資業務を行っているリーマン・ブラザーズの顧客層には一定の違いがあることを勘案すれば、措置に対して一定の区分けが生じるのは不思議ではないと考える。

今回米国当局は、破綻した場合の影響度合い等中身を精査した上で、公的資金を投入するかしらないかを判断したということであろう。

( 記者 )

平成21年度税制改正要望の中身を拝見すると、一律10%とする時期を平成21年から実施するよう要望しているが、これは昨年12月に決定した税制を、再度見直すべきであるという意味なのか。

( 安東会長 )

そういう意味である。昨年決まったことを「なぜ今更」と考える方もいるかもしれないが、昨年決着した税制には若干欠陥があり、今年になりこれが露呈してきたということである。

退職金等で人気の毎月分配型の投資信託を購入し、その分配金を「第二の年金」としている顧客は多く、例えば、グローバル・ソブリンは残高が6兆円と言われている。我々は、このような投資信託を保有している顧客が、確定申告を行って国民健康保険料等が増加してしまうことを嫌気して、当該投資信託を狼狽売りしてしまうことを強く懸念している。

また、ひとくちに「分配金」と言っても、配当所得としての「収益分

配金」と配当所得には含めない「特別分配金」とがあり、制度が複雑で分かりにくい。このままでは「貯蓄から投資へ」の流れが逆流しかねないと考えている。

このように今回の要望は、確定申告を不要とする簡素で分かりやすい税制を望む証券会社やその裏にいる投資家の声が強かったことを反映したものである。

(記者)

一連の米国を発信地とした金融不安は、日本市場に甚大な影響があるという見方がある一方、日本の証券会社は、相対的に傷は浅く逆にビジネス・チャンスであるという認識もあると思うが、会長はどのようにお考えか。

(安東会長)

日本の証券会社の経営環境も非常に厳しいと思う。おそらく4月 - 9月の中間決算もこれから数字が出てくると思うが、ほぼ予想どおりの良くない数字が出てくると思う。

しかし、日本の証券会社にとっては今がある意味チャンスであるかもしれない。例えば、JPモルガンもそうであると思うが、リーマン・ブラザーズが民事再生法の適用を申請し、不良債権が一掃され、健全な状態で買収することができるという意味ではチャンスである。

また、一方において、自社のコスト削減を優先しなくてはならないという会社もあると思う。いずれにしろ、それぞれの経営の考え方に尽きると思う。

以 上